

出水期に備えましょう

出水期とは、6月の梅雨から10月の台風時期にかけて、大雨により川が増水し、洪水が起こりやすい期間のことをいいます。本格的な出水期を迎える前に、災害から自分や家族の命を守るために、自宅周辺で災害が起こる可能性や避難する判断の目安、避難場所を確認しておきましょう。▼問合せ 防災環境課（市役所内線2014）

1 気象警報の名称が変わります

5月29日から気象警報の名称が変わりました。これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、例えば、大雨警報は「レベル3大雨警報」という名称に変更され、レベルの数字と一緒に警戒情報が伝えられます。5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなります。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1相当	早期注意情報			

2 警戒レベル4 避難指示までに避難

警戒レベルは数字が大きいくほど危険度が高いことを示します。危険性が高まると、市は防災行政無線やホームページなどで避難情報を発令します。市から発信する情報に注意し、警戒レベルに応じた早めの行動を心がけてください。また、国土交通省や気象庁のホームページでも河川水位や土砂災害の危険性を確認することができます。気象庁が発表する防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動を取るようにしましょう。

警戒レベル	避難情報等	取るべき行動
5	緊急安全確保	その時点でできる命を守る最善の行動
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者、障害者、乳幼児とその支援者は避難
2	大雨注意報 洪水注意報	防災マップの「わが家の避難計画」を確認
1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう



## 3 「共助」が支える防災

災害時には、行政による「公助」だけでは対応しきれないことがあるため、住民同士が協力し、支え合う「共助」が欠かせません。高齢者など自力での避難が難しい方の手助けや、避難所運営の協力など、地域での助け合いは、災害時に大きな力となります。「共助」を支えるのは、日頃のつながりです。普段からあいさつや会話を重ねて顔の見える関係を築いておくことで、いざという時ためらわずに声をかけ合うことができます。近隣の皆さんの助け合いで避難や安全確保がスムーズになり、地域の防災力が高まります。



## 4 冠水道路を避けましょう

乗用車が安全に走行できる水深は、車の床面が浸からない程度とされています。ドアの高さまで水が達すると、水圧でドアが開かなくなり、車内からの脱出が困難になります。もし、冠水した道路で車が動かなくなった場合は、落ちていてシートベルトを外し、窓から速やかに脱出してください。また、道路に水があふれている場合は、車だけでなく、徒歩でも危険です。特に高架下などのアンダーパスは水がたまりやすいため、絶対に通行しないでください。



## 5 ペットと同行避難所開設

昨年度からペットと同行できる避難所として、日野体育センター（富吉南町264-44）を開設しています。避難所では周囲の方もペットも落ち着いて過ごせるように、日頃から健康管理やしつけを心がけておくことが大切です。また、必要なものをすぐに持ち出せるよう、リュックサックなどにまとめておきましょう。【ペット避難所のルール】①人とペットの過ごす場所が分かります。②ペットは必ずケージに入れてください。③餌など避難生活に必要なものは準備してください。



## 令和8年度 介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、令和7年中（令和7年1月～12月）の給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に10万円に引き上げられましたが、国の政令の改正規定に基づき、**令和8年度の介護保険料の算定に限り、控除額の引き上げがなかったものとする特例措置が行われます。**これにより、給与収入額が変わらなければ介護保険料は令和7年度と同額になります。介護保険料は、介護保険事業計画とともに3年ごとに設定しています。今回の措置は一時的なものであり、介護保険事業を安定して運営するために行われるものです。

### 影響を受ける対象者

令和8年1月1日と4月1日に西脇市に住民登録があり、令和7年中の給与収入が55万円以上190万円未満の方

### 特例措置の内容

- 給与所得控除の調整  
税制改正前の給与所得控除額で算定した給与所得により、合計所得金額を計算します。
- 市町村民税課税・非課税の判定  
税制改正前の給与所得控除額で算定した合計所得金額により、課税・非課税を判定します。そのため、**市民税は非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。**

▶具体例  
単身世帯かつ令和7年中の給与収入が110万円で他の収入がない場合



	合計所得金額	課税区分
市民税	45万円 (給与所得控除額65万円)	非課税
介護保険料	55万円 (給与所得控除額55万円)	課税 (第7段階)

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

▶問合せ  
長寿福祉課（市役所内線1134）

